

市議会9月定例会で補正予算などといつしよに当局から出された、火葬場条例、児童手当条例なども議決されたので早いものは10月1日から実施されることになりました。

火葬場の使用料が無料に

…11月1日から実施…

富士市火葬場条例と靈柩自動車使用条例が改正され11月1日から実施されます。

今まで火葬場を使用する場合、富士市民であつても一定の使用料を納めなければなりませんでしたが、条例の改正にともなつて使用料は無料になりました。しかし、使用者が富士市民以外の場合は今までどおりの使用料を徴収します。

靈柩自動車使用条例の改正は、富士市民の場合でも、地区ごと（走行キロ数）に使用料がまちまちでしたが、市内で使用する場合は1号車2300円、2号車1940円と統一されます。

なお、富士市以外で使用した場合、富士市民以外の場合は一定の走行キロ以上作業時間が2時間以上の場合は、加算額を徴収します。

体育館の使用料 決まる

市立体育館の使用料は11月1日から次のようになります。使用料は体育に使用する場合、入場料を徴収しない練習は、午前9時から正午まで500円、正午から午後5時までと午後5時から9時までが1000円、午前9時から午後9時までが2500円、練習以外の場合は、練習の時の倍額とな

ります。入場料を徴収する場合は練習の時の4倍になります。

体育以外のもよおしに使用される場合は、入場料徴収する場合としない場合、土曜日、日曜日・祝日とそれ料金が違います。

超過した場合の使用料は、1時間ごとに使用料の2割が加算されます。

なお、市民以外の人が体育に使用する場合、所定の額の倍額となります。

児童手当を支給

第4子から月額 1000円

富士市児童手当支給条例が制定されました。

児童手当は4人以上の児童を養つている保護者に、4番目の児童から1人につき、義務教育が終るまで毎月1000円が支給されます。

該当者は約360人ですが、すでに通知を出しました。

手当は申請をした月からで、9月と3月の年2回に分けて支給されますから、該当者は早目に手続きをすませてください。

手続きは、児童手当認定申請書と世帯全員の住民票の写しを市福祉事務所に提出してください。なお、15歳以上で義務教育を受けている場合は、在学証明書を添えてください。

また現在3人の児童を養っている保護



者で第4子が生まれた時には同じように手続きをしてください。

手続きは市福祉事務所児童係でしてください。なお児童手当認定申請書も児童係にあります。

第5会議室の使用料 は1日3800円

富士市民会館条例の改正にともなつて第5会議室使用料が新しく決まり11月1日から実施されます。

会議などに使用する場合は午前800円、午後1200円、夜間2200円、午前午後1800円、午後夜間2800円、全日3800円、結婚挙式控室に使用する場合1回につき1000円となり、冷暖房を使用すると使用料も追加されます。

このほか、和室も結婚挙式控室に使用すると1回500円の使用料を徴収します。



浜田さん(今)が県下に …県健康優良児女子の部で…

健康優良児女子県下に今泉小学校6年生の浜田美保子さん（12歳・駿河台）が選ばれました。

浜田さんは見るからに健康で、身長162cm、体重53kgと体格は学校で一番です。

放課後にはクラブ活動の陸上で汗を流し、陸上で「日本一になりたい」

と、はりきつて練習しています。

担任の甲田先生も、クラスのまとめ役として活躍し明るい性格の元気なこですといつています。

なお浜田さんは静岡県代表として1月に東京で開かれる全国健康優良児審査会に出場し、日本一を競います。